

# 外国著作権認証機構の中国常駐代表機関に 関する管理弁法（1996）

1996年12月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 外国著作権認証機構の中国常駐代表機関に関する管理弁法（1996）

一、著作権の保護と、国外著作権認証機構の中国常駐代表機構の管理をさらに強化するため、中華人民共和国国務院の「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」に基づき、本方法を定める。

二、中国で常駐代表機構を設立できる外国の著作権者および関連権利者組織は、国家版權局が指定する認証機構に限定される（以下、外国著作権認証機構と呼ぶ）。

三、外国著作権認証機構は中国での常駐代表機構設立申請に際し、国家版權局の許可取得後、国務院の「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」および国家工商行政管理总局の「外国企業常駐代表機構の登記に関する管理弁法」に基づき、国家工商行政管理总局に設立登記の申請を行わなければならない。

四、常駐代表機構の設立申請に際しては、国家版權局に以下の書類を提出しなければならない。

- （一）該当認証機構の主要責任者の署名が入った申請書、常駐代表機構の名称、業務範囲、代表者氏名、駐在事務所の住所を記載する。
- （二）認証機構の所属国家・地域政府が発行した登録証明および公的証明書。
- （三）認証機構の主要責任者の署名が入った代表者への委任授權書類あるいは委託書類原本および代表者の身分証明と履歴書。

五、外国著作権認証機構は、国家版權局の許可取得後 1 カ月以内に国家工商行政管理总局に登記申請を行い、以下の書類を提出しなければならない。

- （一）国家版權局に提出した関連書類。
- （二）国家版權局の認可書類。
- （三）著作権認証機構の所属国家・地域の金融機関が発行した資産証明。
- （四）常駐代表機構の住所の使用証明（渉外旅館、ホテルあるいは商業ビルに限る）。
- （五）国家工商行政管理总局が提出を求めるその他の書類。

六、国家工商行政管理总局は申請受理後 30 日以内に認可決定を行う。認可する場合は、「外国（地区）企業常駐代表機構登記証」を発行する。常駐代表機構は登記証を受け取った後、業務連絡活動を開始できる。

七、常駐代表機構は一般に北京市に設立され、1 名の代表者を派遣する。機構従業員は 5 名を超えてはならず、駐在期限は 3 年とする。

八、常駐代表機構は、著作権認証に係る連絡活動のみに従事し、その他の業務に従事することはできない。

九、常駐代表機構は、中国の法律法規に従い、中国の社会公共利益を損なってはならない。

十、常駐代表機構は国家著作権局と国家工商行政管理总局の監督監査を受け、毎年3月1日以前に国家著作権局に対し年度業務活動状況報告を提出するべきである。規定の業務範囲に違反する活動があった場合、国家著作権局は警告を与え、常駐代表機関認可書類取り消しなどの処置を執る。国家著作権局も警告、罰金と常駐代表機構登記証の取り上げなどの処置を執る。

「外国（地区）企業常駐代表機構登記証」と「代表者就業証明」の有効期間は1年とする。有効期限が切れる30日前までに登記機関に証明証の更新手続きを申請し、年度業務活動報告を提出しなければならない。

十一、常駐代表機構が機構の名称、業務範囲、代表者、駐在事務所の住所などを変更する場合、変更発生時あるいは変更決定時から30日以内に国家著作権局に報告し、審査許可を得て、国家工商行政管理总局に登記変更手続きの申請を行う。

十二、常駐代表機構は有効期限の延長が必要な場合、期限が切れる60日前までに国家著作権局に報告し、審査許可を得るべきである。また、駐在期限が切れる30日前までに国家工商行政管理总局に延期手続きの申請をおこなう。

十三、常駐代表機構の駐在期限が切れたり、期限前に業務活動を終了する場合、業務終了より30日前までに国家著作権局に書面で通知し、国家工商行政管理总局に登記取り消しを申請する。

十四、本方法は、国家著作権局、国家工商行政管理总局が説明責任を負う。